

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名 保健所衛生課	番号 57
許認可等の内容		店舗管理者の兼務の許可	
根拠法令及び条項		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第28条第4項ただし書	
審 査 基 準	関係条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第29条 医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則第2条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおり (茅ヶ崎市薬局等許可審査基準及び指導基準 第10)	
	参考事項		
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (令和6年12月12日最終変更)	
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 8日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)	